

令和6年度

利根川水系土地改良調査管理

利根川水系管内減水深調査業務

特 別 仕 様 書
(当初)

関東農政局利根川水系土地改良調査管理事務所

第 1 章 総 則

(適用範囲)

第 1-1 条

令和 6 年度利根川水系土地改良調査管理利根川水系管内減水深調査業務（以下「本業務」という。）の施行にあたっては、農林水産省農村振興局制定「調査・測量・設計業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

(目 的)

第 1-2 条

本業務は、高収益作物の用水計画の基本調査に資するため、ハス田の減水深調査を行うものである。

(場 所)

第 1-3 条

本業務において対象とする場所は、茨城県稲敷市浮島地内他で別添「施行位置図」に示すとおりである。

(土地の立入り等)

第 1-4 条

作業実施のための土地の立入り等は、共通仕様書第 1-16 条によるが、発注者の許可無く土地の踏み荒らし、立木伐採等行った場合に対する補償は、請負者の責任において処理するものとする。

(地区概要)

第 1-5 条

地区の概要は次のとおりである。

【地区概要】

(1) 西の洲地区

事業名	国営西の洲地区（西の洲干拓地区及び野田奈干拓地区）
事業工期	昭和 35 年～昭和 42 年
受益面積	251.3ha
取水施設	西の洲水門、北水門、伊崎水門
関係河川	1 級河川利根川水系霞ヶ浦

(2) 新利根川沿岸地区

事業名	国営新利根川沿岸農業水利事業
事業工期	昭和 56 年～平成 4 年

受益面積	3,912.8ha
取水施設	太田金江津用水機場、十余島用水機場、大須賀用水機場
関係河川	1級河川利根川水系新利根川

(一般事項)

第1-6条

業務請負契約書及び設計共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりとする。

- (1) 作業実施の順序・方法等は、監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。
- (2) 作業に従事する技術者は、対象業務に十分な知識と経験を有した者とする。
- (3) 作業実施のための現地立会等は、共通仕様書第1-16条によるが、土地の踏み荒らし、立木伐採等に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。
- (4) 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めたときは、速やかにこれに応じるものとする。

(管理技術者)

第1-7条

- (1) 管理技術者は、共通仕様書第1-6条第3項によるものとし、農業土木技術管理士、農業水利施設機能総合診断士以外の資格に係る該当する技術部門・選択項目は次のとおりである。

資格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	農業-農業土木 農業-農業農村工学
	農業	農業土木、農業農村工学
博士	当該業務分野に関連する学術分野	
農業土木技術管理技士		
シビルコンサルティン グマネージャ (RCCM)	農業土木	

- (2) 調査基準価格を下回る価格で契約した場合には、管理技術者は屋外で行う調査の実施に際して現場に常駐するとともに、作業日毎に業務の内容を監督職員に報告しなければならない。

なお、管理技術者が現場での常駐場所を定めた場合、あるいは変更した場合は監督職員に報告することとする。

(担当技術者)

第1-8条

担当技術者は、共通仕様書第1-8条によるものとする。

(配置技術者の確認)

第 1-9 条

共通仕様書第 1-1-1 条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第 1-1-2 条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。

- (1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。
- (2) 農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービス (AGRIS) への技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画に位置付けられた技術者を登録対象とし、事前に監督職員の承認を得るものとする。

(保険加入)

第 1-10 条

受注者は、共通仕様書第 1-3-7 条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。

また、監督職員からの請求があった場合は保険加入を証明する書類を提示しなければならない

第 2 章 作業条件

(作業条件)

第 2-1 条

本業務の実施にあたっては、以下の事項に留意して作業を進めるものとする。

- (1) 作業の実施にあたっては、事前に作業方法及び具体的な工程計画を立案し、監督職員及び監督職員が指示する者と十分に打合せを行い、手戻りのないよう留意しなければならない。
- (2) 本業務において生じた第三者との紛争で受注者の責に帰する事項は、受注者の責任において処理しなければならない。

(貸与資料)

第 2-2 条

貸与資料は下記のとおりとし、これ以外にも必要な資料があるときは監督職員と協議するものとする。

分類	資料名	数量	備考
報告書	平成 25 年度 利根川水系土地改良調査管理 国営造成施設水利管理事業 西の洲地区用水計画等検討業務	1 式	
	平成 26 年度 国営造成施設水利管理事業 西の洲地区河川協議参考資料作成業務	1 式	

	平成 28 年度 国営造成施設水利管理事業 西の洲地区水源計画検討業務	1 式	
	令和 4 年度 国営造成施設水利管理事業 西の洲地区詳細分析業務	1 式	
	平成 29 年度 地域整備方向検討調査 新利 根川沿岸地区 地域整備構想検討業務	1 式	
報告書	平成 30 年度 地域整備方向検討調査 新利 根川沿岸地域 水管理等検討業務	1 式	
	平成 31 年度 地域整備方向検討調査 新利 根川沿岸地域 営農・施設整備構想検討 業務	1 式	
	令和 2 年度 地域整備方向検討調査 新利 根川沿岸地域営農・施設整備構想概定業務	1 式	
	令和 3 年度 地域整備方向検討調査 新利 根川沿岸地域営農・用水計画検討業務	1 式	
	令和 4 年度 地域整備方向検討調査 新利 根川沿岸地域施設整備構想検討業務	1 式	
	令和 5 年度 地域整備方向検討調査 新利 根川沿岸地域施設整備計画件検討その他業 務	1 式	
資 料	西の洲地区 竣工図集	1 式	
	利水豊穰 新利根川沿岸農業水利事業誌	1 式	

(貸与資料の取扱い)

第 2-3 条

第 2-2 条に示す貸与資料の取扱いは次のとおりとする。

- (1) 貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- (2) 貸与資料とは、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか、完了検査時に一括返納しなければならない。
- (3) その他に必要な資料については、監督職員と協議するものとする。

第 3 章 作業内容

(作業項目及び数量)

第 3-1 条

本業務における作業項目及び数量は、「作業項目内訳表」に示すとおりとする。

(作業の留意点)

第 3-2 条

- (1) 第 2-2 条及び共通仕様書に示す適用する図書、貸与資料並びに受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。

- (2) 現地調査に当たっては、監督職員及び関係機関と連絡調整を密に行い、安全かつ効率的に実施できるように配慮しなければならない。
- (3) 減水深計等調査機器の設置及び撤去については、監督職員の指示に従うものとする。

(関連業務)

第3-3条

本業務と関連する業務が発生した場合、関連業務契約の都度、監督職員より指示する。

第4章 打合せ

(打合せ)

第4-1条

共通仕様書第1-10条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。
また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。

(1) 打合せ時期

- 初回 作業着手の段階
- 中間 機器設置完了段階
- 最終回 報告書作成段階

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度において、監督職員と相互に確認するものとする。

ただし、別紙1に記載されている割合を予定価格に乗じて求めた価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立ち会いのうえで打合せ等を行うこととし、設計変更の対象としない。

その際、管理技術者は、共通仕様書第1-11条に定める業務計画書に基づく業務行程等の管理状況を報告しなければならない。

(2) 打合せ場所

打合せ場所については、下記のとおりとする。

- 初回 利根川水系土地改良調査管理事務所（減水深調査機材等を貸与）
- 中間 WEB 会議
- 最終 WEB 会議

第5章 成果物

(成果物)

第5-1条

本業務は電子納品対象業務とする。

(1) 成果物は共通仕様書第1-17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

1. 回収した減水深データ及び調査地点情報
2. 成果物の電子媒体（CD-R もしくは DVD-R）正/副2部

このほか、この成果物に含まれる「行政機関の保有する情報公開に関する法律」に基づく「不開示情報」に該当する情報について、その箇所を黒塗りにする措置を行い、電子媒体（CD-R もしくは DVD-R）により別途 1 部を提出するものとする。

3. 成果物の出力 1 部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可）なお、前記で黒塗りの措置を行った成果物の出力は不要である。

（成果物の提出先）

第 5-2 条

成果物の提出先は、次のとおりとする。

千葉県柏市根戸 4 7 1 - 6 5

関東農政局 利根川水系土地改良調査管理事務所

第 6 章 契約変更

（契約変更）

第 6-1 条

業務請負契約書第 17 条から第 20 条に規定する発注者と受注者による協議事項は次のとおりとする。

- (1) 第 3-1 条に示す「作業项目及び数量」に変更が生じた場合
- (2) 第 4-1 条に示す「打合せ」に変更が生じた場合
- (3) 第 5-1 条に示す「成果物」に変更が生じた場合
- (4) 履行期間に変更が生じた場合
- (5) 関係機関等対外的協議により業務計画等に変更が生じた場合
- (6) その他重要な変更が生じた場合

第 7 章 定めなき事項

（定めなき事項）

第 7-1 条

この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり、疑義を生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

作業項目内訳表

作業項目	作業内容	数量												
1. 減水深調査分析等	<p>(1) 監督員が選定した調査ほ場において減水深調査機材を設置し、データロガーより減水深データの回収を行う。データ回収時には、動作状況等の計器点検を行うこと。なお、データ回収時はほ場状況の確認を行い、観測メモを作成することとする。</p> <p>(2) 調査ほ場の取水管理に係る記録様式を作成のうえ、農家へ記録を依頼し、記録後の様式の回収を行うこと。ただし、農家への記録依頼及び記録後の様式回収に係る詳細は監督職員と協議のうえ、決定するものとする。</p> <p>○調査地点（5地点）</p> <table border="1" data-bbox="604 772 1078 996"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>西の洲（伊崎水門）</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>西の洲（北水門）</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>新利根（新利根第1）</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>新利根（十余島1）</td> </tr> <tr> <td>⑤</td> <td>新利根（十余島2）</td> </tr> </tbody> </table> <p>減水深調査機材は発注者から貸与するが、設置に係る費用は受注者の負担とすること。なお、観測期間中に計器に異常等が生じた場合は発注者と協議する。</p> <p>また、観測時期及びデータ回収頻度は以下を想定しているが、詳細な観測時期等については、改良区及び農家と調整するものとし、変更が生じた場合は、対応について監督職員と協議するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・観測時期：12月～3月末 ・回収頻度：1ヶ月に1回程度 	番号	名称	①	西の洲（伊崎水門）	②	西の洲（北水門）	③	新利根（新利根第1）	④	新利根（十余島1）	⑤	新利根（十余島2）	1式
番号	名称													
①	西の洲（伊崎水門）													
②	西の洲（北水門）													
③	新利根（新利根第1）													
④	新利根（十余島1）													
⑤	新利根（十余島2）													

別紙1（第4－1 条関連）

下記の業務区分の欄に掲げる業務の種類ごとに、予定価格算出の基礎となった同表A～D（測量の場合は、A～C）までに掲げる額の合計額に100分の110を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、測量の請負契約にあっては、その割合が10分の8.2を超える場合にあっては10分の8.1と、10分の6に満たない場合にあっては10分の6とするものとし、地質調査の請負契約にあっては、その割合が10分の8.5を超える場合にあっては10分の8.5と、3分の2に満たない場合にあっては3分の2とするものとする。

業務区分	A	B	C	D
測量	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の5を乗じて得た額	—
地質調査	直接調査費の額	間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	解析等調査業務の額に10分の8を乗じて得た額	諸経費の額に10分の5を乗じて得た額